

## 私立高等学校等特別奨学金交付要綱

		平成 3 年 6 月 6 日
		3 総学一第 136 号
		総務局長決定
一部改正	平成 4 年 6 月 11 日	4 総学一第 114 号
一部改正	平成 5 年 6 月 11 日	5 総学一第 239 号
一部改正	平成 6 年 6 月 24 日	6 総学一第 222 号
一部改正	平成 7 年 6 月 27 日	7 総学一第 259 号
一部改正	平成 8 年 6 月 12 日	8 総学一第 235 号
一部改正	平成 9 年 5 月 23 日	9 総学一第 136 号
一部改正	平成 10 年 6 月 5 日	10 総学一第 206 号
一部改正	平成 11 年 5 月 14 日	11 総学一第 111 号
一部改正	平成 12 年 5 月 22 日	12 総学一第 74 号
一部改正	平成 13 年 3 月 8 日	12 総学一第 971 号
一部改正	平成 13 年 5 月 21 日	13 生文私振第 94 号
一部改正	平成 15 年 5 月 6 日	15 生文私振第 263 号
一部改正	平成 17 年 2 月 2 日	16 生文私振第 1039 号
一部改正	平成 18 年 4 月 21 日	18 生文私振第 155 号
一部改正	平成 19 年 6 月 6 日	19 生文私振第 265 号
一部改正	平成 20 年 9 月 4 日	20 生文私振第 677 号
一部改正	平成 22 年 9 月 10 日	22 生私振第 159 号
一部改正	平成 23 年 9 月 5 日	23 生私振第 711 号
一部改正	平成 24 年 5 月 7 日	24 生私振第 225 号
一部改正	平成 24 年 9 月 27 日	24 生私振第 926 号
一部改正	平成 25 年 5 月 8 日	25 生私振第 201 号
一部改正	平成 26 年 5 月 13 日	26 生私振第 367 号
一部改正	平成 26 年 9 月 24 日	26 生私振第 897 号
一部改正	平成 27 年 5 月 1 日	27 生私振第 257 号
一部改正	平成 28 年 6 月 3 日	28 生私振第 446 号
一部改正	平成 29 年 5 月 24 日	29 生私振第 406 号
一部改正	平成 30 年 6 月 5 日	30 生私振第 593 号
一部改正	令和元年 5 月 28 日	31 生私振第 414 号
一部改正	令和 2 年 5 月 29 日	2 生私振第 215 号
一部改正	令和 3 年 5 月 31 日	3 生私振第 557 号

## 第1 目的

この要綱は、私立高等学校（全日制課程、定時制課程及び通信制課程（東京都知事が認可したものに限る。以下同じ。））、私立特別支援学校の高等部、私立高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、私立中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程（修業年限が1年6月の場合で、補助事業実施年度の修業年限が1年に満たないときは補助対象から除く。）（以下「私立高等学校等」という。）への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、その修学を容易にすることを目的とする私立高等学校等特別奨学金（以下「補助金」という。）の交付に關し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 交付対象

この要綱による補助金の交付対象は、公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）とする。

## 第3 補助対象経費

補助金の交付対象とする経費は、次の事業に要する経費とする。

### 1 財団が行う私立高等学校等授業料軽減助成事業に要する経費のうち次の基準に基づき助成した経費

（1）都内の私立高等学校等の設置者が生徒の保護者に対して行う授業料軽減に対する助成、又は都内及び都外の私立高等学校等に在学する生徒の保護者に対して行う授業料軽減に対する助成であること。

（2）（1）の授業料軽減は、次のアからキまでの要件を満たす者を対象としたもので、その補助金額は、別表に定めるところにより決定する。ただし、この補助金額は、学校法人等に納める授業料（減免措置等により授業料が減額されている場合は、当該減額後の授業料）の範囲内で、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日付25文科初第1446号）に規定する高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）と合算して、私立高等学校等のうち、高等学校（通信制課程）以外については生徒一人当たり467,000円以内、私立高等学校（通信制課程）については生徒一人当たり254,000円以内とする。

ア 補助事業実施年度の申請時に私立高等学校等の生徒の保護者であること。ここでいう保護者とは、当該生徒の親権者

イ 生徒に保護者がいない場合には、生徒の未成年後見人

ウ 生徒の保護者及び未成年後見人が存在しない場合は、以下のいずれかの者（以下「主たる生計維持者」という。）

（ア）生徒を地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号の扶養親族としている者

（イ）生徒を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第3条第7項の被扶養者としている者

（ウ）生徒に係るひとり親家庭医療費助成制度によるひとり親家庭の医療証を持っている者

（エ）生徒に係る児童扶養手当受給証明証を持っている者

エ 生徒の保護者又は未成年後見人が存在するが、就学に要する経費の負担を求めることが困難な場合は、主たる生計維持者

オ 保護者、未成年後見人、又は主たる生計維持者がいない場合で生徒本人が世帯主で授業料を現に負担している場合は、生徒本人

カ 補助事業実施年度の5月1日以降申請時まで引き続いて、生徒及びその保護者が都内に住所を有していること。ただし、生徒が学校の指定する寮等に入るために都内から都外へ移り住んだ場合において、保護者が補助事業実施年度の5月1日以降申請時まで引き続いて都内に住所を有している場合は補助の対象とする。

キ 別表に定める所得基準等に該当していること。

## 2 事務費

補助対象事業の実施に必要な経費（財産取得費を含む。）の合算額

### 第4 交付申請書の提出

財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）に別に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

### 第5 交付の決定及び通知

知事は、第4に規定する交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を財団に対して通知する。

### 第6 申請の撤回

補助金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付けた条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

### 第7 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付けるものとする。

- 1 補助金は、補助対象事業に要する経費に使用し、他の目的に使用してはならないこと。
- 2 補助対象事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならないこと。
- 3 補助対象事業に係る関係書類を整備し、会計年度終了後5年間保管すること。  
ただし、第3 1 (2)に規定する就学支援金との合算に係る関係書類については、会計年度終了後8年間保管すること。
- 4 知事が東京都職員に、3に規定する書類を調査させた場合又は補助対象事業について報告を命じさせた場合は、これに応ずること。
- 5 補助事業の遂行に当たって知り得た事実を、みだりに他に漏らしてはならないこと。
- 6 財団は、第4又は第8の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならないこと。

### 第8 実績報告書の提出

財団は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

### 第9 補助金の額の確定

知事は、第8の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知する。

### 第10 交付決定の取消し

- 1 知事は、補助の決定を受けた財団が次の（1）から（7）までのいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。  
(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- (3) この補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。
- (4) 本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
- (5) 第4又は第8の規定により提出した書類に、不実の記載があったとき。
- (6) 第7、6に規定する報告を受けたとき。
- (7) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じたとき。

2 1の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

#### 第11 補助金の返還

1 知事が、第10の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、財団は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。

2 知事が、第9の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、財団は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

#### 第12 違約加算金及び延滞金

1 知事が、第10、1(1)から(5)までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、財団は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 知事が、財団に対し補助金の返還を命じた場合において、財団がこれを納期日までに納付しなかったときは、財団は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

#### 第13 財産の管理等

財団は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

#### 第14 財産処分の制限

1 財団は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定めた期間内においては、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

2 1の場合において、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の

全部又は一部を東京都に納付させることができる。

#### 第15 留意事項

補助対象事業の実施に当たっては、必要に応じ、東京都と協議すること。

#### 第16 補 則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則(昭

和37年東京都規則第141号)に定めるところによる。

また、補助金の取扱いに関する細目については、財団において別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

別表（第3関係）

区分		補助単価 (全日制等)	補助単価 (通信制課程)																					
生活保護世帯	1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護を受けている者	71,000円 (※2)	-																					
非課税世帯	2 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく補助事業実施年度の住民税が非課税である者	71,000円 (※2)	-																					
均等割世帯	3 地方税法に基づく補助事業実施年度の住民税の課税額が均等割のみである者	71,000円 (※2)	-																					
就学支援金 加算世帯	4 地方税法に基づく補助事業実施年度の住民税のうち、保護者とその配偶者の次式の計算結果が154,500円未満の者 【式】区市町村民税課税標準額×6%—区市町村民税調整控除相当額（※1）	71,000円 (※2)	-																					
就学支援金 一律世帯	5 地方税法に基づく補助事業実施年度の住民税のうち、保護者とその配偶者の次式の計算結果が304,200円未満の者 【式】区市町村民税課税標準額×6%—区市町村民税調整控除相当額（※1）	348,200円	135,200円																					
一般世帯	6 補助事業実施年度の住民税に係る次式の計算結果が、次に掲げる基準に該当すること（上記1から5までに該当する者を除く。）  【式】区市町村民税課税標準額×6%—区市町村民税調整控除相当額（※1）  <table border="1"> <tr> <th>申請世帯人員</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> <tr> <td>基準税額I (一人の場合)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>313,800円以下</td> </tr> <tr> <td>基準税額II (夫婦の場合)</td> <td>320,340円以下</td> <td>378,120円以下</td> <td>438,060円以下</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>6人</th> <th>7人</th> <th>8人以上</th> </tr> <tr> <td>327,600円以下</td> <td>358,680円以下</td> <td>358,680円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下</td> </tr> <tr> <td>451,860円以下</td> <td>482,940円以下</td> <td>482,940円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下</td> </tr> </table>	申請世帯人員	3人	4人	5人	基準税額I (一人の場合)	-	-	313,800円以下	基準税額II (夫婦の場合)	320,340円以下	378,120円以下	438,060円以下	6人	7人	8人以上	327,600円以下	358,680円以下	358,680円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下	451,860円以下	482,940円以下	482,940円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下	348,200円	135,200円
申請世帯人員	3人	4人	5人																					
基準税額I (一人の場合)	-	-	313,800円以下																					
基準税額II (夫婦の場合)	320,340円以下	378,120円以下	438,060円以下																					
6人	7人	8人以上																						
327,600円以下	358,680円以下	358,680円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下																						
451,860円以下	482,940円以下	482,940円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下																						
多子世帯	上記1～6の基準を超過する場合で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯 (注4) 扶養するとは、税法上扶養することをいい、申請前年度の1～2月 31日時点で扶養しているものとして住民税の申告をしている状態を いう。なお、申請年の1月1日～5月1日の間に生まれた子は、2 3歳未満の扶養する子の人数に含める。	59,400円	59,400円																					

※1 調整控除相当額 申請者（保護者）1人のみ所得がある世帯で、ひとり親家庭又は配偶者の収入（パート等）が配偶者控除の範囲内の所得の世帯は1,500円とする。

申請者（保護者）とその配偶者が共に所得がある世帯で、配偶者控除を受けていない世帯又は配偶者に収入があり、配偶者特別控除を受けている世帯は保護者1名につき1,500円とし、最大で3,000円とする。ただし、保護者1名の課税状況を確認した場合に、所得があっても課税されない場合は、その保護者に係る「市町村民税課税標準額×6%—市町村民税調整控除相当額」の計算結果は0円とし、課税されている保護者の「市町村民税課税標準額×6%—市町村民税調整控除相当額」の計算結果で判定する。

※2 学び直し支援金受給の場合は、170,000円とする。